

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(81)」

2. 日時：平成28年4月18日（月）10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁7階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：岩田管理官補佐、田上安全審査官、佐口安全審査官、野田安全審査官、江崎安全審査官、安田安全審査官、岸野安全審査官、竹野技術参与、宮脇技術研究調査官

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他8名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、地質・地質構造及び地震動評価に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

- ・ 検討・反映事項については、まとめ資料に反映すべきコメント等を追記すること。
- ・ 地盤、地震等のまとめ資料において、検討・反映事項等に係る概要を追加すること。また、追加検討した項目については、検討の背景等、その導入部を追記すること。また、「まとめ」の中の記載については、「判断される」等、語尾が受け身の表現となっているので確認すること。
- ・ 敷地の地質・地質構造において、F5断層及び一連の正断層の評価に係る応力場の検討については、その内容が重複しているので整理して記載すること。

- ・ 敷地の地質・地質構造の参考資料において、敷地北部の基盤上限面の谷地形については、その平面図と断面図とが整合するように図示すること。
- ・ 敷地近傍の地質・地質構造において、その「まとめ」の結論については、「将来活動する可能性のある断層等」と「震源として考慮する活断層」とが混在しているので整理すること。
- ・ 敷地周辺陸域の地質・地質構造において、孤立した長さの短い活断層については、その地震動評価での取扱いを追記すること。
- ・ 敷地周辺陸域の地質・地質構造の参考資料において、孤立した長さの短い活断層については、その評価結果を参考資料ではなく本資料に記載すること。
- ・ 基準地震動の策定において、地質・地質構造と同様に、その妥当性の確認のための追加検討等を纏めた参考資料を追加すること。
- ・ 敷地周辺の震源として考慮する活断層の分布に係る諸元については、敷地周辺の地質・地質構造での記載と整合させること。
- ・ 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動については、長岡平野西縁断層帯の断層モデルを用いた評価でその最大加速度が荒浜側よりも大湊側で大きくなる要因も含めてもう少し詳細に記載すること。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 新規制基準適合性に係る審査を踏まえた検討・反映事項について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 敷地の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 敷地の地質・地質構造について

て（参考資料）

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 敷地近傍の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 敷地周辺陸域の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 敷地周辺陸域の地質・地質構造について（参考資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 敷地周辺海域の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 基準地震動の策定について